

予 防 編

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務化してから10年以上が経過し、機器本体の劣化や電池切れが報告されています。そこで、設置促進についての広報に加えて、定期的な点検や10年を目安に機器本体や電池を交換するなどの維持管理についても周知を図るなど、住宅用火災警報器を設置することでかけがえのない命を守ることができるよう広報活動を展開しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から対面での広報活動が制限される中、越谷市公式インスタグラム、ツイッター及びLINEで火災予防広報を実施しました。越谷市消防音楽隊は、YouTube 越谷市公式チャンネルで「第24回越谷市消防音楽隊定期演奏会」の様子を配信するなど、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて全世界に目を向け、広報を実施しました。今後も消防に対する理解と親しみを深めていけるよう広報してまいります。

また、防火対象物や危険物施設の予防査察を継続的に行い、重大な消防法令違反の情報を得たときには、違反の内容をホームページ等で公表し、建物利用者に危険情報を知らせることで、火災発生時における人的被害の軽減を図るとともに、建物の関係者に対して消防用設備等の適正な設置を促しています。

今後も市民の防火・防災意識の高揚を図るため、防災訓練時の地震体験車の活用や、各種イベントを通して火災予防の広報活動に努めます。



【火災予防ポスター展最優秀賞】



第24回越谷市消防音楽隊定期演奏会の様子
YouTube 越谷市公式チャンネルにて配信中
#越谷市消防局 #越谷市消防音楽隊
#住宅用火災警報器 #火災予防 #いいね👍



配信はコチラ

2022年度 全国統一防火標語
「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

Ⅰ 防火対象物の状況

(1) 防火対象物数 (延べ面積150㎡以上)

令和4年4月1日現在

防火対象物の用途			対象物数	防火対象物の区分		対象物数	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	4	7	小学校・中学校・高等学校等	90	
	ロ	公会堂・集会場	118	8	図書館・博物館・美術館等	1	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	2
	ロ	遊技場・ダンスホール	31		ロ	イ以外の公衆浴場	1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	10	車両の停車場等		4
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	9	11	神社・寺院・教会等		55
3	イ	待合・料理店等	1	12	イ	工場・作業場	662
	ロ	飲食店	213		ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0
4	百貨店・マーケット等		434	13	イ	自動車車庫・駐車場	41
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	31		ロ	飛行機等の格納庫	0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	3,683	14	倉庫		683
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	11	15	前各項に該当しない事業所		577
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	4	16	イ	1から4、5イ、6、9イが 存する複合用途防火対象物	1,458
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	23		ロ	イに掲げる複合用途防火対象物 以外の複合用途防火対象物	626
		(4) 無床診療所・無床助産所	81	16の2	地下街		0
	ロ	(1) 高齢者施設	63	16の3	準地下街		0
		(2) 救護施設	0	17	重要文化財・史跡等の建造物		1
		(3) 乳児院	0	18	延長50メートル以上のアーケード		0
		(4) 障害児入所施設	1	19	市町村長の指定する山林		0
		(5) 障害者施設	29	20	総務省令で定める舟車		0
	ハ	(1) 高齢者施設	26				
		(2) 更生施設	0				
(3) 児童施設		74					
(4) 障害児施設		13					
(5) 障害者施設		46					
ニ	幼稚園・特別支援学校	55					
合 計						9,151	

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

(2) 防火対象物関係届出・申請等状況

令和3年度

種 別	件 数
防火対象物使用開始届出	366
炉・ボイラー等の設置届出	36
変電・発電・蓄電池設備設置届出	44
ネオン管灯設置届出	1
水素ガスを充てんする気球の設置届出	0
火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出	45
煙火打上げ・仕掛け届出	6
催物開催届出	6
露店等の開設届	21
火災予防上必要な業務に関する計画の提出	※ 1
道路工事届出	241
少量危険物貯蔵取扱届出・廃止届出	44
指定可燃物貯蔵取扱届出・廃止届出	6
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出	23
禁止行為の解除承認申請	63
防火管理者選任（解任）届出	633
消防計画作成（変更）届出	725
統括防火管理者選任（解任）届出	14
全体についての消防計画作成（変更）届出	19
防災管理者選任（解任）届出	20
消防計画作成（変更）届出（防災管理）	30
統括防災管理者選任（解任）届出	0
全体についての消防計画作成（変更）届出（防災管理）	1
自衛消防組織設置（変更）届出	7
消防用設備等着工届出	235
消防用設備等設置届出	866
消防用設備等点検結果報告	2,564
消防用設備等特例規定適用申請	9
防火対象物点検結果報告	398
防災管理点検結果報告	78
合 計	6,502

※越谷市火災予防条例第42条の4の適用除外の規定により提出された件数

(3) 防火対象物の用途別中高層建築物数

令和4年4月1日現在

防火対象物の用途		階 数																	合計
		4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階			
1	イ	劇場・映画館・観覧場等															0		
	ロ	公会堂・集会場															2		
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等															0		
	ロ	1	1	1														3	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等															0		
3	イ	待合・料理店等															0		
	ロ	1	3	7	1	1											13		
4	百貨店・マーケット等															6			
5	イ	2	1	1		2	1											7	
	ロ	129	166	39	57	94	8	25	5	2	5	3	3	1		537			
6	イ	(1)	2	1														3	
		(2)																	0
		(3)	4	3		1	2											10	
		(4)	4	1														5	
	ロ	(1)	13	6	1													20	
		(2)																0	
		(3)																0	
		(4)																0	
		(5)																0	
	ハ	(1)	2															2	
		(2)																0	
		(3)	1															1	
		(4)																0	
		(5)																0	
	ニ	幼稚園・特別支援学校															0		
7	小学校・中学校・高等学校等															56			
8	図書館・博物館・美術館等															0			
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等															0		
	ロ	イ以外の公衆浴場															0		
10	車両の停車場等															0			
11	神社・寺院・教会等															2			
	イ	9	1	1		1											12		
12	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ															0		
	イ	1	1														2		
13	ロ	飛行機等の格納庫															0		
	倉庫															30			
14	前各項に該当しない事業所															69			
15	イ	76	77	43	26	18	1	9							1		1	1	253
	ロ	17	11	1	6	3		1											39
16	重要文化財・史跡等の建造物															0			
合 計		347	323	110	97	126	11	36	5	2	5	4	3	1	1	1	1,072		

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

(4) 地区別中高層建築物数

令和4年4月1日現在

地区	階数															合計
	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階	
桜井	17	30	4	3	11	2					1					68
新方	7	2			1											10
増林	29	14	1	3	3											50
大袋	40	73	11	9	15	1	7			1	2					159
荻島	5	10	1	2												18
出羽	21	20	4	1	2											48
蒲生	56	59	32	22	33	2	11	3	1							219
川柳	8	3		2				1								14
大相模	28	11	8	7	15	1	2	1			1	1				75
大沢	15	14	5	7	7									1		49
北越谷	16	20	6	4	2	2	2									52
越ヶ谷	64	39	21	22	12	3	5			4		1	1		1	173
南越谷	41	28	17	15	25		9		1			1				137
合計	347	323	110	97	126	11	36	5	2	5	4	3	1	1	1	1,072

2 消防同意事務の状況

消防同意は、建築物の安全性の確保を目的として、消防機関が防火の専門的立場から建築物建築物の火災予防に関して、設計時に指導を行う制度です。

建築物の新築、増築等についての確認申請に対し、消防関係法令に基づき審査し、建築主事又は指定確認検査機関に対して消防同意を行っています。

(1) 消防同意処理状況

令和3年度

種 別		件 数	面 積 (㎡)
建 築 確 認	新 築	235	173,060.17
	増 築	33	20,842.63
	改 築	0	0.00
	移 転	0	0.00
	用 途 変 更	4	2,188.67
	大規模な修繕	0	0.00
	大規模な模様替	0	0.00
計 画 通 知		12	66,709.00
許 可 申 請		19	23,942.04
合 計		303	286,742.51

(2) 地区別消防同意状況

各年度

地区 年度	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合計
	平成29年度	19	1	16	93	8	35	34	115	259	8	11	11	28
平成30年度	18	4	18	105	9	28	26	13	113	12	10	12	15	383
令和元年度	17	9	21	63	4	20	29	13	63	7	11	16	11	284
令和2年度	18	3	18	80	5	14	26	12	53	6	5	24	12	276
令和3年度	15	4	31	76	6	23	40	14	44	7	13	19	11	303

(3) 防火対象物の用途別消防同意状況

令和3年度

防火対象物の用途		内 容	建 築 確 認					計画 通知	許可 申請	合 計	
			新築	増築	改築	移転	用途 変更				大規模 な修繕
1	イ	劇場・映画館・観覧場等								0	
	ロ	公会堂・集会場	2							2	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等								0	
	ロ	遊技場・ダンスホール								0	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								0	
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等								0	
3	イ	待合・料理店等								0	
	ロ	飲食店	3							3	
4		百貨店・マーケット等	5	1						6	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等								0	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	42							42	
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院		2						2	
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1							1	
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所		2						2	
		(4) 無床診療所・無床助産所	1							1	
	ロ	(1) 高齢者施設								0	
		(2) 救護施設								0	
		(3) 乳児院								0	
		(4) 障害児入所施設								0	
		(5) 障害者施設	1							1	
	ハ	(1) 高齢者施設	1							1	
		(2) 更生施設								0	
		(3) 児童施設	2							2	
		(4) 障害児施設								0	
		(5) 障害者施設	1							1	
ニ	幼稚園・特別支援学校		1						1		
7		小学校・中学校・高等学校等	1	1			1	4	8		
8		図書館・博物館・美術館等							0		
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等								0	
	ロ	イ以外の公衆浴場								0	
10		車両の停車場等							0		
11		神社・寺院・教会等		1					1		
12	イ	工場・作業場	14	6						20	
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								0	
13	イ	自動車車庫・駐車場		3						3	
	ロ	飛行機等の格納庫								0	
14		倉庫	8	7					15		
15		前各項に該当しない事業所	15	3			1	10	9	38	
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	17	1			2			20	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	7					1	1	9	
16の2		地下街								0	
16の3		準地下街								0	
17		重要文化財・史跡等の建造物								0	
18		延長50メートル以上のアーケード								0	
一戸建て住宅			83	5					5	93	
長 屋			31							31	
そ の 他										0	
合 計			235	33	0	0	4	0	12	19	303

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

3 防火・防災管理の状況

消防法では、多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物には、防火管理者を選任し、「防火管理上必要な業務」を行わせる防火管理制度が定められています。防火管理制度は、火災を未然に防止し、万が一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめることを目的としています。

しかしながら、近年の防火対象物の大規模化、高層化により防火管理制度のみでは、地震等の大規模災害や特殊災害に対応できないことから、防災管理制度が導入されました。防災管理制度では、大規模・高層の建築物について、防火管理制度に加え、地震や毒性物質の発散などの特殊災害による被害を想定した計画を定め、その的確な対応が求められています。

さらに、管理権原者の防火、防災管理対象物に対する責任を明確にし、点検必要事項について有資格者に点検させ、その結果を消防長に報告しなければならない防火、防災管理対象物定期点検報告制度があります。その報告の経過を踏まえ、特例認定申請によって消防法令の遵守事項が優良な場合、点検及び報告が3年間免除され、防火や防災に関する優良認定証の表示をすることができます。

(1) 防火管理者資格取得講習会実施状況

各年度

年 度	種 別	甲種防火管理講習		甲種防火管理再講習	
		回 数	修了者数	回 数	修了者数
平成 29 年 度		3	157	1	18
平成 30 年 度		3	165	1	12
令和 元 年 度		3	144	1	12
令和 2 年 度		2	60	1	19
令和 3 年 度		2	60	1	20

(2) 防火・防災管理者選任届出・消防計画作成届出の状況

令和4年4月1日

区 分	防火管理者 届出対象物数	届出済数		防災管理者 届出対象物数	届出済数	
		防火管理者	消防計画		防災管理者	消防計画
件 数	3,347	2,356	1,619	13	13	13

(3) 防火対象物点検報告に係る特例認定取得事業所数

令和4年4月1日

防火対象物の用途		事業所数
1項イ	劇場・映画館・観覧場等	4
1項ロ	公会堂・集会場	1
2項ロ	遊技場・ダンスホール	2
4項	百貨店・マーケット等	1
6項ハ(1)	高齢者施設	2
16項イ	1項から4項、5項イ、6項、9項イが存する複合用途防火対象物	16
合 計		26

(4) 消防訓練実施状況

令和3年度

防火対象物の用途		訓練種別件数						訓練指導 導出向 件数	
		消火訓練	避難訓練	通報訓練	応急手当 訓練	心肺蘇生 法訓練	その他 の訓練		
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	6	6	6		1		1	
	ロ 公会堂・集会場	51	50	52		1		1	
2	イ キャバレー・ナイトクラブ等								
	ロ 遊技場・ダンスホール	41	41	40		1	1		
	ハ 性風俗関連特殊営業を含む店舗等								
	ニ カラオケボックス・インターネットカフェ等	12	12	12					
3	イ 待合・料理店等								
	ロ 飲食店	131	132	130					
4	百貨店・マーケット等	226	225	221	2	1	3	1	
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所等	12	12	12					
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	37	38	37	1	2	2	1	
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	12	12	12	1	1	2	
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2	2	2				
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	21	19	21			1	
		(4) 無床診療所・無床助産所	5	5	5				
	ロ	(1) 高齢者施設	93	94	91	2	2	3	5
		(2) 救護施設							
		(3) 乳児院							
		(4) 障害児入所施設							
		(5) 障害者施設	23	22	23				
	ハ	(1) 高齢者施設	47	47	47	1		1	2
		(2) 更生施設							
		(3) 児童施設	117	116	117	1	3	5	25
		(4) 障害児施設	14	15	14		2		2
		(5) 障害者施設	16	16	16		2		2
	ニ 幼稚園・特別支援学校	38	38	38			3	10	
7	小学校・中学校・高等学校等	24	28	25		3	1	7	
8	図書館・博物館・美術館等	1	1	1					
9	イ 蒸気浴場・熱気浴場等								
	ロ イ以外の公衆浴場								
10	車両の停車場等	3	3	3					
11	神社・寺院・教会等	2	2	2					
12	イ 工場・作業場	25	25	25	2	1	1	1	
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ								
13	イ 自動車車庫・駐車場								
	ロ 飛行機等の格納庫								
14	倉庫	19	19	19	1			1	
15	前各項に該当しない事業所	97	97	96	3	2	1	9	
16	イ 1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	433	438	436	1	3	9	5	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3	3	3					
16の2	地下街								
16の3	準地下街								
17	重要文化財・史跡等の建造物	2	2	2					
18	延長50メートル以上のアーケード								
自治会		11	11	10	2	5	3	9	
合計		1,524	1,531	1,518	17	30	36	82	

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

4 消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等の状況

消防用設備等(特殊消防用設備等)は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設で、火災から生命、身体及び財産を守るために大きな役割を果たします。

消防用設備等（特殊消防用設備等）は、消防法令により設置基準が定められていますが、工事を開始する前に着工届、設置後に設置届が必要となり、その届出に基づき消防検査を実施しています。

(1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）着工届出・設置届出状況

令和3年度

種 類		届 出 種 別	着工届出	設置届出
消 防 の 用 に 供 す る 設 備	消 火 設 備	消 火 器		137
		屋 内 消 火 栓 設 備	16	24
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	30	56
		泡 消 火 設 備	0	3
		ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	0	2
		不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	1	2
		粉 末 消 火 設 備	5	8
		屋 外 消 火 栓 設 備	0	1
		動 力 消 防 ポ ン プ 設 備		0
		フ ード ・ ダ ク ト 等 用 簡 易 自 動 消 火 装 置		5
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	147	268
		ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	0	0
		漏 電 火 災 警 報 器		3
		消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	11	11
非 常 警 報 設 備			68	
避 難 設 備	避 難 器 具	23	37	
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識		219	
消 防 用 水				0
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備			13
	連 結 散 水 設 備			0
	連 結 送 水 管			6
	非 常 コ ン セ ン ト 設 備			1
	無 線 通 信 補 助 設 備			0
必 要 と さ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す る 消 防 の 用 に 供 す る 設 備 等	パ ッ ケ ー ジ 型 消 火 設 備	0	0	
	パ ッ ケ ー ジ 型 自 動 消 火 設 備	2	2	
合 計			235	866

5 住宅防火対策の状況

(1) 越谷市住宅防火対策推進協議会

越谷市住宅防火対策推進協議会は、住宅火災の防止と住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的として、平成14年3月26日に設置されました。

本協議会の委員は、住宅防火に関係する行政機関、越谷市自治会連合会、越谷市老人クラブ連合会、ガス、建築、電気関係団体等から推薦された20人で構成されています。

主な事業として、住宅防火に必要な連携を図り、防火意識の高揚、放火対策、住宅用防災機器等の設置促進及び適切な維持管理について、効果的な広報活動の検討などです。

(2) 住宅防火診断・住宅用防災機器等展示会実施状況

各年度

種 別	年 度		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住宅防火診断（世帯）	※1 151	※2 563	※2 538
住宅用防災機器等展示会（日）	6	0	0

※1 令和2年3月は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い未実施のため、住宅防火診断数が減少となっています。

※2 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、診断項目を限定し、非接触の方法で調査を実施しました。

(3) 越谷市幼少年婦人防火委員会

越谷市幼少年婦人防火委員会は、平成5年4月20日に越谷市防火安全協会長、越谷市自治会連合会長、越谷市消防団長、幼年消防クラブ、婦人防火クラブの代表者など13人で設置されました。

主な事業として、幼年消防クラブ、婦人防火クラブの組織の拡充、育成指導等です。

(4) 幼年消防クラブ・婦人防火クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において火の大切さ、火の恐ろしさを身に付けさせ、火遊び等による火災の減少を図ることを目的に結成されています。

婦人防火クラブは、主に主婦等の女性により構成された防火・防災組織で、女性が火災予防の知識を習得し、住宅における火災を防止し、併せて、地域の協力体制の構築と連帯意識の高揚を図ることによって、安全な地域社会づくりを目的に結成されています。

クラブの結成状況

令和4年4月1日現在

	クラブ数	クラブ員数（人）	指導者数（人）
幼年消防クラブ	18	3,235	394
婦人防火クラブ	21	549	

6 危険物規制に関する状況

(1) 危険物施設別等処理件数の状況

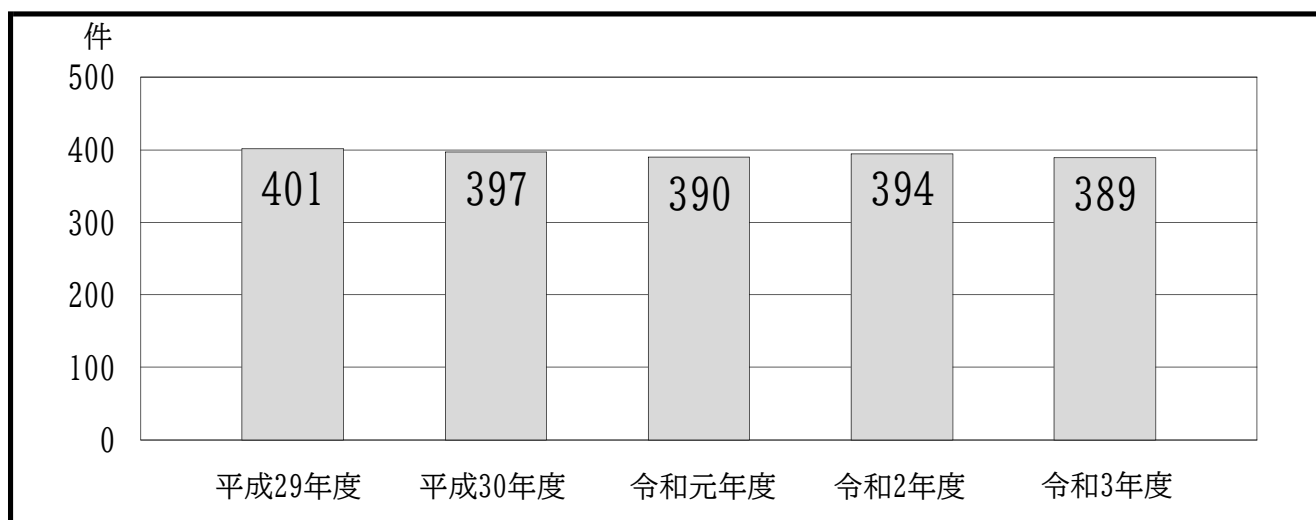
令和3年度

区分 内容	製造所	貯蔵所						取扱所				左記製造所等以外	合計		
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所			一般取扱所	
現在の施設数	11	60	8	5	77		100	9	65	5		49		389	
処理件数	許可申請	6	8	2		7		10	1	10			6	50	
	許可件数	設置		4	2				9	1				2	18
		変更	6	3			7		1 (1)		10			4	31 (1)
	仮使用承認申請	6				6				10			4	26	
	承認件数	6				6				10			4	26	
	予防規程認可申請	5	1	1						5			8	20	
	認可件数	5	1	1						5			8	20	
	届出件数	保安監督者選任等	6	21	7	1	47		42	3	66	1		27	221
		廃止		6			4		4 (3)	1	1			1	17 (3)
	完成検査件数	6	4	2		7		4	1	10			5	39	
	完成検査済証 交付数	設置		3	2				3	1				2	11
		変更	6	1			7		1		10			3	28
	タンク検査申請					2								5	7
	タンク検査済証 交付数	水張												5	5
水圧						2								2	

※()は、転入・転出を示し、件数の総数に含む。

(2) 危険物施設数の推移

各年度3月31日現在



(3) 危険物類別施設数

令和4年4月1日現在

区 分		種 別	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	混 類	合 計
		製 造 所				5			6	11
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所					54	4		2	60
	屋外タンク貯蔵所					6	1	1		8
	屋内タンク貯蔵所					5				5
	地下タンク貯蔵所					77				77
	簡易タンク貯蔵所									0
	移動タンク貯蔵所					100				100
	屋 外 貯 蔵 所					9				9
取 扱 所	給 油 取 扱 所					65				65
	販 売 取 扱 所					4			1	5
	移 送 取 扱 所									0
	一 般 取 扱 所					47	1		1	49
合 計			0	0	0	372	6	1	10	389

(4) 地区別危険物施設数

令和4年4月1日現在

区 分		種 別	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合 計
		製 造 所	1					7	2		1					11
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	9	2	5	2	1	18	3	3	12				1	4	60
	屋外タンク貯蔵所	2	2				3			1						8
	屋内タンク貯蔵所	1							4							5
	地下タンク貯蔵所	9	4	14	1	4	22	5	2	8				4	4	77
	簡易タンク貯蔵所															0
	移動タンク貯蔵所	1	7	12	2	1	54	7	4	8				1	3	100
	屋 外 貯 蔵 所	1					6			2						9
取 扱 所	給 油 取 扱 所	6	2	9	4	4	7	3	3	19	3				5	65
	販 売 取 扱 所	2	1				2									5
	移 送 取 扱 所															0
	一 般 取 扱 所	6	2	8	1	2	14	5	2	3				5	1	49
合 計		38	20	48	10	12	133	29	15	53	3	0	11	17		389

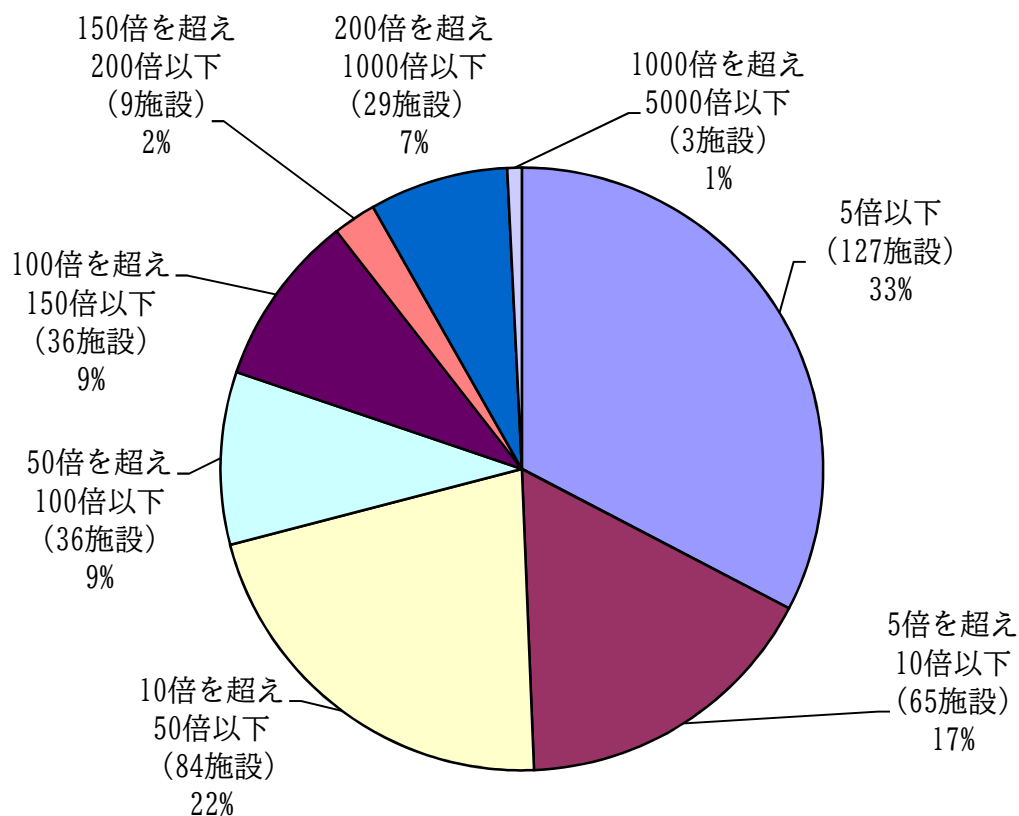
(5) 倍数別危険物施設数

令和4年4月1日現在

区分 倍数別	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
5倍以下		22	2	4	38		47	5	1	1		7	127
5倍を超え10倍以下	4	14	2	1	14		1	1	8	1		19	65
10倍を超え50倍以下	4	16	2		11		8	3	23	3		14	84
50倍を超え100倍以下	1	2	1		6		17		2			7	36
100倍を超え150倍以下	1	2			3		27		3				36
150倍を超え200倍以下		3							6				9
200倍を超え1000倍以下	1	1	1		2				22			2	29
1000倍を超え5000倍以下					3								3
合計	11	60	8	5	77	0	100	9	65	5	0	49	389

(6) 危険物施設倍数別比率

令和4年4月1日現在



(7) 危険物手数料の内訳

令和3年度

区分	種別	許可		完成検査		タンク検査		仮使用承認	仮貯蔵仮取扱承認	合計 (円)
		設置	変更	設置	変更	水張	水圧			
製造所			(6) 195,500		(6) 97,750			(6) 32,400		(18) 325,650
貯蔵所	屋内貯蔵所	(5) 106,000	(3) 36,000	(3) 33,000	(1) 6,500					(12) 181,500
	屋外タンク貯蔵所									(0) 0
	屋内タンク貯蔵所									(0) 0
	地下タンク貯蔵所		(7) 97,500		(7) 48,750			(6) 32,400		(20) 178,650
	簡易タンク貯蔵所									(0) 0
	移動タンク貯蔵所	(9) 312,000	(1) 13,000	(3) 39,000	(1) 6,500					(14) 370,500
	屋外貯蔵所	(1) 13,000		(1) 6,500						(2) 19,500
取扱所	給油取扱所		(10) 260,000		(10) 130,000		(2) 22,000	(10) 54,000	(1) 5,400	(33) 471,400
	販売取扱所									(0) 0
	移送取扱所									(0) 0
	一般取扱所		(4) 111,500		(3) 42,750			(4) 21,600		(11) 175,850
上記製造所等以外						(5) 30,000			(5) 27,000	(10) 57,000
合計		(15) 431,000	(31) 713,500	(7) 78,500	(28) 332,250	(5) 30,000	(2) 22,000	(26) 140,400	(6) 32,400	(120) 1,780,050

※ () 内は、件数を示す。

7 液化石油ガス・火薬類に関する事務取扱状況

(1) 地区別液化石油ガス販売事業所数

令和4年4月1日現在

地区名	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合計
施設数	3	1	4	5	5	3	4	0	6	1	1	3	3	39

(2) 火薬類許可の事務処理及び手数料の状況

令和4年4月1日現在

許可区分	種類	産業火薬類						打上煙火類		合計(円)	
		火薬		火工品		火薬・火工品		件数	金額	件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額				
火薬類譲渡許可										0	0
火薬類譲受許可	火工品のみ			1	2,400					1	2,400
	その他									0	0
火薬類消費許可								3	23,700	3	23,700
合計		0	0	1	2,400	0	0	3	23,700	4	26,100

8 査察の状況

(1) 防火対象物査察実施状況

令和3年度

防火対象物の用途		別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		対象物 総数	査察実施 件数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合 計		9,151	648	23	43	48	57	44	52	51	33	93	68	70	66	
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	4	4							1	2				1	
	ロ 公会堂・集会場	118	26		1	1	2	3	2		1	2	1	7	6	
2	イ キャバレー・ナイトクラブ等															
	ロ 遊技場・ダンスホール	31	33	4	4	4	4	3	3	1	2	3	2	1	2	
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等															
	ニ カラオケボックス・インターネットカフェ等	9	2			1						1				
3	イ 待合・料理店等	1														
	ロ 飲食店	213	112	11	13	11	16	8	9	8	6	13	7	5	5	
4	百貨店・マーケット等	434	95	2	8	10	12	7	11	12	6	11	8	1	7	
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所等	31	16		2						1	4	5	1	3	
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	3,683	5	1								1	1	1	1	
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	11													
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	4	1								1				
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所、有床助産所	23	1								1				
		(4) 無床診療所、無床助産所	81	3								1			2	
	ロ	(1) 高齢者施設	63	18		2	2			2		2	4	1	1	4
		(2) 救護施設														
		(3) 乳児院														
		(4) 障害児入所施設	1													
		(5) 障害者施設	29													
	ハ	(1) 高齢者施設	26	7						2	1	1	2			1
		(2) 更生施設														
		(3) 児童施設	74	34		1	2	5	6	3	6	3	7			1
		(4) 障害児施設	13	2										1	1	
		(5) 障害者施設	46	2									1	1		
ニ 幼稚園・特別支援学校	55	8			2			2		1	2	1				
7	小学校・中学校・高等学校等	90	16					7				3	1		5	
8	図書館・博物館・美術館等	1	2										1	1		
9	イ 蒸気浴場・熱気浴場等	2														
	ロ イ以外の公衆浴場	1														
10	車両の停車場等	4														
11	神社・寺院・教会等	55	6											5	1	
12	イ 工場・作業場	662	28	1	2	2	1		3	7	6		1	5		
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ															
13	イ 自動車車庫・駐車場	41	6			3	1		1				1			
	ロ 飛行機等の格納庫															
14	倉庫	683	42		1		5	2	3	8	1	7	4	5	6	
15	前各項に該当しない事業所	577	71	2		3	4	2	5	2		8	12	21	12	
16	イ 1から4、5イ、6、9イが存する複合用途	1,458	95	2	8	7	6	5	6	3	1	21	20	8	8	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	626	12		1		1	1		2				5	2	
16の2	地下街															
16の3	準地下街															
17	重要文化財・史跡等の建造物	1	1											1		
18	延長50メートル以上のアーケード															

※ 防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

(2) 危険物施設査察実施状況

令和3年度

区 分	月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	施設総数	査察実施 件数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
合 計	389	194	3	4	20	4	10	5	8	104	13	6	6	11	
製 造 所	11	5			1				1		1		1	1	
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	60	11			1		1	1		1	2	3	2	
	屋外タンク貯蔵所	8													
	屋内タンク貯蔵所	5	2										1	1	
	地下タンク貯蔵所	77	17		1		1	4		3	3	1	1	1	2
	簡易タンク貯蔵所														
	移動タンク貯蔵所	100	101							1	95	5			
	屋 外 貯 蔵 所	9	2									1		1	
取 扱 所	給 油 取 扱 所	65	40	2	3	17	2	3	4	1	2	1	2	1	2
	第1種販売取扱所	4	2				1	1							
	第2種販売取扱所	1	2					1			1				
	移 送 取 扱 所														
	一 般 取 扱 所	49	12	1		1					2	2	2		1

(3) 警告書・命令書の交付件数 令和3年度

種 別	交付件数 (件)
警 告 書	12
命 令 書	0

(4) 警告書・命令書の違反内容及び件数

令和3年度

種 別	違 反 内 容	違反件数(件)
警 告 書	防火対象物の位置、構造、設備、管理の状況等について、人命危険又は延焼危険、消火、避難等消防の活動に支障になると認める場合（消防法第5条）	2
	防火管理関係違反（消防法第8条）	9
	防火対象物点検結果未報告（消防法第8条の2の2）	5
	消防用設備等に関する基準違反（消防法第17条）	14
	消防用設備等点検結果未報告（消防法第17条の3の3）	1
命 令 書		0
合 計		31

(5) 違反对象物における公表状況

公表の対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、これらの設備が一切設置されていないと認められたものです。

令和4年4月1日現在

	公表制度開始以降の 公表件数		是正件数
	令和3年度中		
違 反 件 数	45	2	45
屋内消火栓設備未設置	4	1	4
スプリンクラー設備未設置	4	1	4
自動火災報知設備未設置	37	0	37
公 表 対 象 物 数	40(5)	1(1)	40(5)

※()内は、公表の対象となる違反が複数認められた対象物数を示す。

9 消防音楽隊の概要

消防音楽隊は、「市民に愛される音楽隊を目指して」をスローガンとして、平成4年4月1日に発足しました。防火防災広報はもとより市民行事など広く演奏活動を行い、市民と消防を結ぶ「音の掛け橋」として火災予防を呼び掛けています。

(1) 組織編成 令和4年4月1日現在

隊長 1人
副隊長 2人
隊員 24人

(2) 保有楽器

令和4年4月1日現在

楽 器 名		数 量	楽 器 名		数 量
木 管	ピッコロ	1	打 楽 器	バスドラム（コンサート用）	1
	クラリネット	3		スネアドラム	2
	アルトサクソ	2		シンバル	1
	テナーサクソ	1		グロッケン	1
	バリトンサクソ	2		マーチングバスドラム	1
	バスサクソ	1		マーチングスネアドラム	1
				ドラムセット	1
金 管	トランペット	4		ボンゴ	1
	トロンボーン	5		シロフォン	1
	ホルン	1		ティンパニー	4
	ユーフォニアム	2		ゴング	1
	チューバ	2		ティンパレス	1
	スーザフォン	1		チャイム	1
				コンガ	1
		スルド	1		

(3) 演奏回数

各年度

(4) 保有楽譜数

年 度	消防関係	官公庁関係	そ の 他	合 計
平成28年度	8	4	9	21
平成29年度	7	5	8	20
平成30年度	9	6	7	22
令和元年度	6	4	5	15
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	1	0	2

分 類	保有数
行進曲	34
儀礼曲	5
ポピュラー	227
歌謡曲	162
民謡童謡	36
合 計	464